

総務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成29年3月23日
総務省における政府の
実行計画推進体制決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、総務省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省、地方事務分局の事務及び事業を対象とする。なお、本計画の対象ではないが、総務省所管の独立行政法人に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

2. 対象期間等

本計画は、2016年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、総務省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。

この目標は、総務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

4. 個別対策に関する目標

1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020年度の中間目標として、公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入割合

LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努める。

4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

(1) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

(2) 再生紙の使用

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、引き続き再生紙を使用するものとする。
- ② 印刷物については、引き続き再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

(1) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう推進する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を引き続き徹底する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫するよう促す。
- ⑤ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑥ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を引き続き図る。
- ⑦ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用を奨励し、利用実態を把握し、エレベーターの間引き運転を検討する。
- ⑧ 給湯器へのエコマイザーの導入等により給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑨ 庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可

能な限り幅広く導入する。

- ⑩ 冷蔵庫の適正な配置に努める。
- ⑪ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を検討する。

(2) 夏季における軽装の励行等

- ① 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬期における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。
- ② 業務の簡素化・効率化を図り、業務の実情にあわせて各部局が定時退庁に努め、夜間残業の削減を図る。特に、定時退庁日においては、定時退庁の取組を進める。

6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

(1) 環境配慮の実施

- ① 断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
- ② 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ③ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ④ 引き続き、反射板の活用による照明の照度の向上に努める。
- ⑤ 全ての白熱灯について、省エネルギー型蛍光灯又はLED照明への切替えを図る。
- ⑥ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑦ 庁舎の電気機械器具については、日常的に点検を実施し、SF₆の漏洩防止に努める。

7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに10%以上削減することに向けて努める。

- ① トイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② トイレにおいて、流水音発生器を引き続き活用する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水器具を取り付け、水道水圧を調整する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車については、必要最小限で行う。

5. 措置の内容

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等

に配慮したものとして整備する。

- ② 「省エネルギー診断の実施について」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、別紙のとおり、総務省が管理する大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、総務省が管理する、地方事務分局に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、ホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。

（2）温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備の導入に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② 庁舎や公務員宿舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

（3）冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を引き続き徹底する。
- ② コンピュータ室の冷房については、コンピュータ性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる。

（4）再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。

（5）太陽光発電の導入の整備方針

総務省では、既存庁舎において、既に76kWの太陽光発電及び1,233㎡の建物の緑化を整備済みであるが、「太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する考え方」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）、及び「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」（平成19年5月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、政府実行計画の計画期間である平成19年度から平成24年度までに、既存庁舎において追加的に30kWを目途として太陽光発電を導入する。また、今後、庁舎を新築する際には太陽光発電の導入及び建物緑化を実施する。併せて、耐震診断によ

り耐震安全性が確認できた既存庁舎及び耐震改修により耐震性能が確保された既存庁舎のうち、耐震性能以外の条件に不都合がないものについては、上記に加えて太陽光発電又は建物緑化を実施することとする。

(6) 水の有効利用

- ① 雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の活用を引き続き図る。
- ② 排水再利用設備の活用を引き続き図る。
- ③ 感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を引き続き活用する。
- ④ 雨水利用・排水再利用設備等の日常の管理を徹底する。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 次世代自動車の導入

次世代自動車に係る中間目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ② 次世代自動車へ更新する場合には、使用実態を踏まえ、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を検討する。

(2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② 待機時のエンジン停止を励行し、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 有料道路を利用する公用車について、引き続きETC車載器を搭載する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ ガソリンを満タンにしない。
- ⑥ 公用車の使用については、業務上の必要性を考慮するものとし、また、相乗り等による効率的な利用に引き続き努める。
- ⑦ タクシー券の適切な管理を引き続き徹底し、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑧ 来庁者に対しても自動車の利用の抑制を呼びかける。

(3) 自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」（平成11年2月）のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る2020年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新時には、以下のとおりとする。

- ・設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
 - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ③ ①及び②のLED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入する。
 - ④ 既存照明の入替え時については、リース方式により契約を行うなど、費用の平準化を図る。なお、リース方式による場合にも、調光システム付きのものを採用する。
 - ⑤ ②以外の既存照明については、2020年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行うこととする。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。

(6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る2020年度の目標達成に向けて、紙の両面印刷、再利用を徹底する。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

- ① 再生紙の使用等
文具類、機器類等の物品調達について、再生材料から作られたものを購入し、使用する。
- ② 合法木材、再生品等の活用
間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を購入し、使用するよう努める。

(8) HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎の冷蔵庫、空調機器の購入及び公用車のカーエアコンの交換を行う場合には、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、

代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

- イ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等
庁舎の電気機械器具については、日常的に点検を実施し、S F 6の漏洩防止に努める。

（9）その他

- ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択
 - ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認に努める。
 - ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達に努める。
 - ③ 購入、使用する燃料については、温室効果ガスの排出の相対的に少ない都市ガス等を引き続き使用する。
- イ 製品等の長期使用等
 - ① 詰め替え可能な洗剤、文具等の使用を推進する。
 - ② 飲料容器については、適正な回収ルートにより、引き続き再使用を図る。
 - ③ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、修繕費用の程度を勘案しつつ、それらの修繕に努め、再使用を図る。
 - ④ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い（1年以上）製品の使用に努める。
- ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し
庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びH F Cを使用しない機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- エ 購入時の過剰包装の見直し
物品の購入等においては、簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。
- オ メタン（C H 4）及び一酸化二窒素（N 2 O）の排出の抑制
 - ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を引き続き図る。
 - ② 庁舎から排出される生ごみ等については、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

（1）ごみの分別

- ① ごみの分別回収の徹底を図る。
- ② 分別回収ボックスを適切に配置する。

- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外しての分別回収を推進する。

(2) 廃棄物の減量

- ① 物品の調達に際しては、使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② 紙の使用量の抑制を図る。(再掲)
- ③ ごみの分別回収の徹底を図る。(再掲)
- ④ 分別回収ボックスを適切に配置する。(再掲)
- ⑤ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外しての分別回収を推進する。(再掲)
- ⑦ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を引き続き図る。
- ⑧ 庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑨ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再利用を行う。
- ⑩ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑪ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。(再掲)
- ⑫ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう発注者として促す。
- ⑬ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(3) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 総務省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用にも努める。
- ② 総務省が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) テレワークの実施

環境負荷軽減効果が期待されるテレワークについては、平成16年度からの試行実施を踏まえ、「総務省テレワーク推進会議」(平成18年5月26日設置)において、18年10月から、育児・介護に携わる職員のテレワーク開始を決定し、本格実施を開始した。19年5月からは、対象職員の限定を外し、本省勤務の全職員に対象を拡大したところであり、引き続き、テレワークの推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 職員が参加できる地球温暖化対策に関する研修について、秘書課において必要な情報

提供を行う等、職員一人一人の環境に対する意識を高めることとする。

- ② 各部局においては、研修や活動への職員の積極的な参加が図られるよう配慮する。
- ③ 職員に、いわゆる「環境家計簿」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する国民運動の推進に資する取組の実施を促す。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本実施計画の実施状況については、毎年度、大臣官房企画課が取りまとめを行い、「総務省における政府の実行計画推進体制」において、評価・点検を行うものとする。評価・点検の結果は公表するものとし、公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて行い、公表する。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

総務省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	438,710	422,927	372,903	-15.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	14,997,821	13,360,254	13,498,039	-10.0%
電気	kg-CO2	12,338,122	10,925,979	11,104,310	-10.0%
(電気使用量)	kWh	22,667,948	21,858,972	20,401,153	-10.0%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.544	0.5	0.544	固定
電気以外	kg-CO2	2,659,699	2,434,275	2,393,729	-10.0%
その他		22,241	0	0	-
合計		15,458,771	13,783,181	13,912,895	-10.0%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車に占める次世代自動車の割合	%	32.9	33.6	70	
公用車の燃料使用量	GJ	6,211	5,993	5,279	-15.0%
LED照明の導入割合	%	6.5 (2015 年度)		50.0	
用紙の使用量	t	588	788	529	-10.0%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m ²	116	111	104	-10.0%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	51,126	46,741	46,013	-10.0%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.72	0.72	0.65	-10.0%

総務本省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	4,451	3,587	3,587	-19.41%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	9,851,529	9,607,880	8,865,527	-10.01%
電気	kg-CO2	8,338,633	8,126,137	7,559,925	-9.34%
(電気使用量)	kWh	20,788,265	20,694,320	18,805,189	-9.54%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.40	0.39	0.40	固定
電気以外	kg-CO2	1,512,896	1,481,743	1,305,602	-13.70%
その他		0	0	0	0
合計		9,855,980	9,611,467	8,869,114	-10.01%

○主な削減対策と削減効果

- ① 庁舎内の照明器具の省エネルギー型機器（LED照明等）への交換
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 冷暖房等の空調の省エネ運転等推進（夏期における軽装の励行等） 等

○推進体制

対策の実施責任者は大臣官房会計課長とし、各部局等の筆頭課長等で構成される官房各局連絡会議により対策の周知徹底を図る。

地方支分部局 温室効果ガス削減計画
(管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局、行政評価事務所)

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	115,076	103,976	103,568	-10.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	2,173,289	1,833,816	1,955,960	-10.0%
電気	kg-CO2	1,479,121	1,295,039	1,331,209	-10.0%
(電気使用量)	kWh	2,817,895	2,595,830	2,536,106	-10.0%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.52	0.50	0.52	固定
電気以外	kg-CO2	694,168	538,777	624,751	-10.0%
その他		0	0	0	0
合計		2,288,365	1,937,792	2,059,528	-10.0%

○主な削減対策と削減効果

- ① 契約更改のタイミングで業務用車にハイブリッド車を導入し、ガソリン使用量の削減を図る。
- ② ゆう活の推進、夏季の電気ポット稼働時間の短縮、昼休み及び残業時における業務上特に照明が必要な箇所を除く照明の消灯の徹底等により、電気使用量の削減を図る。
- ③ 官用車使用時におけるアイドリングストップの徹底及びエコドライブの実施によるCO₂の排出を抑制する。
- ④ パソコン、コピー機等OA機器の省エネモード設定により、無駄な電力消費の抑制を図る。 等

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、管区局（沖縄行政評価局事務所を含む。）においては総務課長、事務所においては所長とし、対策の徹底を図るため、各局所で幹部により構成される委員会を設置する。
- ② 管区局総務課は、電力・ガスの使用量をもとに管内全体の二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握する。実施責任者は、これを委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 実施責任者は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じて、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課室にソフト対策の強化を指示する。

地方支分部局 温室効果ガス削減計画
(総合通信局、沖縄総合通信事務所)

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	233,302	221,525	209,972	-10.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	2,489,033	2,074,205	2,240,130	-10.0%
電気	kg-CO2	2,131,353	1,752,990	1,918,218	-10.0%
(電気使用量)	kWh	3,985,789	3,548,266	3,587,210	-10.0%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.53	0.49	0.53	固定
電気以外	kg-CO2	357,680	321,215	321,912	-10.0%
その他		0	0	0	0
合計		2,722,335	2,295,730	2,450,102	-10.0%

○主な削減対策と削減効果

- ① 事務室照明の昼食時や残業時の必要箇所以外の消灯。
- ② 温室効果ガスの排出削減の観点から電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等を利用したペーパーレスシステムの活用を推進する。
- ③ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28℃程度、暖房の場合は、19℃程度）を引き続き徹底する。
- ④ 環境負荷軽減効果が期待されるテレワークの推進を図る。
- ⑤ 超過勤務縮減等の省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進。
- ⑥ LED電灯の導入。等

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため所内各課長で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課又は財務課において毎四半期、電力の使用量をもとに二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 総務課長は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、各課に対策の強化を指示する。

消防大学校温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	6,347	7,568	5,712	-10.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	920,977	914,951	828,880	-10.0%
電気	kg-CO2	538,046	553,766	484,241	-10.0%
(電気使用量)	kWh	1,423,401	1,464,989	1,281,061	-10.0%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	0.378	固定
電気以外	kg-CO2	382,932	361,186	344,639	-10.0%
その他		0	0	0	0
合計		927,324	922,520	834,592	-10.00%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明を順次増設する。
- ② 冷暖房等の空調の省エネ運転を実施する。
- ③ 両面印刷を徹底するなど、コピー用紙の使用量を削減する。
- ④ 超過勤務等を縮減し、職員の在庁時間を短縮することによって、電気使量等を削減する。
- ⑤ 在宅勤務（テレワーク）の推進を図る。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は庶務課長とする。
- ② 庶務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握する。
- ③ 目標達成の見込みを踏まえ、必要があるときは各職員に執務環境省力化の強化を指示する。

消防研究センター温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	10,878	11,317	9,790	-10.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	735,421	696,588	661,870	-10.0%
電気	kg-CO2	676,876	631,768	609,180	-10.0%
(電気使用量)	kWh	1,289,288	1,189,771	1,160,350	-10.0%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	58,545	64,819	52,690	-10.0%
その他		0	0	0	0
合計		746,299	707,904	671,660	-10.00%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入。
- ② 共用廊下、トイレ等の人感センサーによる制御。
- ③ 執務室照明の昼食時や残業時の必要箇所以外の消灯。
- ④ 暖房及び冷房時間の短縮並びに空調使用室の最小限化。
- ⑤ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は庶務課長とする。
- ② 庶務課において、毎月、電力・ガスの使用量を元に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握する。
- ③ 目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各職員にソフト対策の強化を指示する。

情報通信政策研究所 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	-
施設のエネルギー使用	kg-CO2	253,318	243,336	227,350	-10.25%
電気	kg-CO2	159,882	167,242	156,350	-2.21%
(電気使用量)	kWh	301,664	315,551	295,000	-2.21%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.530	0.530	0.530	固定
電気以外	kg-CO2	93,436	76,094	71,000	-24.01%
その他		0	0	0	-
合計		253,318	243,336	227,350	-10.25%

○主な削減対策と削減効果

- ① 故障した照明器具のLED化促進。
- ② 省エネ電化製品の導入促進。
- ③ 冷暖房空調時間の短縮促進。
- ④ 休憩時間中における消灯促進。
- ⑤ 超過勤務時間縮減にともなう効率的な照明管理。

○推進体制

- ① 実施責任者は総務課長とする。対策の徹底を図るため各課を通じて構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ③ 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、設備改修等のハード対策等の追加を行うとともに、各部課にソフト対策の強化を指示する。

自治大学校 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	5,590	5,590	5,031	-10.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,636,725	1,474,124	1,473,052	-10.0%
電気	kg-CO2	1,357,103	1,204,631	1,221,393	-10.0%
(電気使用量)	kWh	2,584,958	2,453,423	2,326,462	-10.0%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.491	0.491	固定
電気以外	kg-CO2	279,622	269,493	251,660	-10.0%
その他		0	0	0	-
合計		1,642,315	1,479,714	1,478,083	-10.0%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入。
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善。

○推進体制

- ① 実施責任者は庶務課長とする。
- ② 庶務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握する。
- ③ 庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、設備改修等のハード対策等を検討するとともに、職員に対しソフト対策の強化を指示する。

中央合同庁舎第2号館 温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	-
施設のエネルギー使用	kg-CO2	7,683,000	7,725,000	6,914,700	-10.0%
電気	kg-CO2	6,566,000	6,606,000	5,965,250	-9.1%
(電気使用量)	kWh	17,243,000	17,346,000	15,615,838	-9.4%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.382	0.382	0.382	固定
電気以外	kg-CO2	1,117,000	1,119,000	949,450	-15.0%
その他		0	0	0	-
合計		7,683,000	7,725,000	6,914,700	-10%

○主な削減対策と削減効果

- ① 執務室蛍光灯照明を順次 LED 照明に更新。
705,000kwh(269t-co2)
- ② 空調用動力高効率電動機に変更・インバータの導入。
344,000kwh(131t-co2)
- ③ 電算室空調制御及びシステムの見直し 85,000Kwh(33t-co2)
- ④ 蓄熱槽の温水蓄熱にも利用・給湯専用ボイラー導入。
84,000Nm3(168t-co2)
- ⑤ 冷暖房等の空調の省エネ運転等推進（夏季における軽装の励行等）。
210,000kwh(80t-co2)

○推進体制

中央合同庁舎第2号館の管理に関する規則（13.1.6 総務省訓令第50号）により、中央合同庁舎第2号館の管理官庁（総務省）及び使用官庁の庁舎管理責任者で構成する連絡会議において、毎月、目標達成の見込みを検討し、必要に応じハード対策・ソフト対策を追加。空調の設定温度、冷房28℃・暖房19℃の徹底

仙台第2地方合同庁舎温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	-
施設のエネルギー使用	kg-CO2	704,992	684,372	684,493	-10.0%
電気	kg-CO2	500,492	494,283	450,443	-10.0%
(電気使用量)	kWh	854,153	836,351	768,738	-10.0%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.6	0.5910	0.5910	固定
電気以外	kg-CO2	204,500	190,809	184,050	-10.0%
その他		0	0	0	-
合計		704,992	684,372	634,493	-10.0%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明器具の導入を検討する。
- ② エレベーターの間引き運転を実施する。
- ③ 機器更新時期を捕らえ、共用廊下・トイレ等について、人感センサー付きの照明器具に更改する。

○推進体制

- ① 合同庁舎運営協議会の開催時等適宜の時期を捉えて、入居官署に協力を要請する。
- ② 所管庁内においても、適宜の手法により職員各位に協力を要請する。
- ③ 東北地方整備局に対して、営繕工事の実施時は、省エネ器具の設置を要請する。

長野第1合同庁舎温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013年度	2014年度	2020年度目標	
					(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	11,613	10,005	11,478	-1.2%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	296,781	244,392	224,458	-24.4%
電気	kg-CO2	204,462	166,008	154,698	-24.3%
(電気使用量)	kWh	401,693	374,736	354,000	-11.9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.509	0.443	0.437	固定
電気以外	kg-CO2	92,319	78,384	69,760	-24.4%
その他		0	0	0	-
合計		308,394	254,397	235,936	-23.5%

○主な削減対策と削減効果

- ① 昼休みの執務室照明を全消灯。
- ② 執務時間中においても必要な箇所以外の照明は、可能な限り消灯もしくは間引き点灯を行う他、執務時間以外においては、不要な照明は消灯に努める。
- ③ ロビー、エレベーターホール、廊下等の必要箇所以外の消灯。
- ④ エレベーターの間引き運転。
- ⑤ 廊下等の照明器具の省エネルギー型機器への交換検討。

○推進体制

- ① 対策の庁舎全体の実施責任者は、長野第1合同庁舎管理庁総務省信越総合通信局総務部総務課財務室長とし、対策の徹底を図るため、入居官署で構成される合同庁舎連絡会議において、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、入居官署に対し報告する。

入居官署

総務省（信越総合通信局）、総務省（長野行政評価事務所）、法務省（東京入国管理局長野出張所）、財務省（名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出事務所）、農林水産省（関東農政局長野支局）、環境省（長野自然環境事務所）

- ② 総務省信越総合通信局総務部総務課財務室長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等の検討を行うとともに、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量削減に向けた地球温暖化防止対策に対する協力を求める。

名古屋合同庁舎第3号館温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	19,432.1	18,736.5	19,272.6	-0.8%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	408,490.3	333,034.2	297,740	-27.1%
電気	kg-CO2	330,831.9	259,055.8	234,765	-29.0%
(電気使用量)	kWh	641,147	612,425	555,000	-13.4%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.516	0.423	0.423	固定
電気以外	kg-CO2	77,658.5	73,978.5	62,975	-18.9%
その他		0	0	0	-
合計		427,922.4	351,770.7	317,012.6	-25.9%

○主な削減対策と削減効果

- ① エレベータの間引き運転。
- ② 照明設備の間引き運用、昼休みの消灯。
- ③ サーバ室等の冷房設定温度変更。
- ④ 個別空調（館内空調補助）の使用制限。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は次のとおりとする。
名古屋合同庁舎第3号館全体：総務省東海総合通信局総務部長（合同庁舎管理者）
- ② 合同庁舎管理者は、毎月、電力・ガスの使用量を各官署に通知する。
- ③ 合同庁舎管理者は、必要に応じ、各官署に対し削減対策の強化を指示する。

省エネルギー診断実施の対象施設

総務省が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

○第1段階：2017年9月末までに実施

- ・中央合同庁舎第2号館

○第2段階：2018年度から2019年度までに実施

- ・統計局
- ・自治大学校
- ・消防大学校
- ・仙台第2合同庁舎
- ・名古屋合同庁舎第3号館
- ・行政管理局長崎分室
- ・水戸地方合同庁舎
- ・関東総合通信局電波監理部
- ・長野第1合同庁舎
- ・中国総合通信局庁舎
- ・四国総合通信局
- ・情報通信政策研究所